

2020賃金確定闘争 一時金や諸課題について妥結を判断



東京清掃労働組合
千代田区飯田橋3-9-3
TEL (3237) 9995
1部20円
編集責任 企画・総務局 田口 康 乗

わが組合の綱領
一、われわれは健全なる自主的組織を確立し、生活諸条件を確保し、社会的地位の向上を期す。
二、われわれは労働者の社会的意義を顕揚し、都区政の徹底的民主化を期す。
三、われわれは労働者階級の解放と民主主義日本を建設し、世界平和に貢献せんことを期す。

2020年
秋季闘争
特集号



10月20日 第1回拡大闘争委員会・総決起集会

1. 新型コロナウイルス感染症の影響と、人事院は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従来、一括して行う民 査を行うこととした。

2. 定年延長をめぐる動向について
政府は、3月13日、公務員の定年を段階的に65歳に引き上げるための「国家公務員法等の一部を改正する法律」及び「地方公務員法等の一部を改正する法律」の一部を改正する法律案を閣議決定し、同日国会へ提出した。

3. 技能・業務系人事制度について
2017年の賃金確定交渉において設置に向けた協議において、設置が可能とされた担当技能長だが、各



11月6日 第3回団体交渉

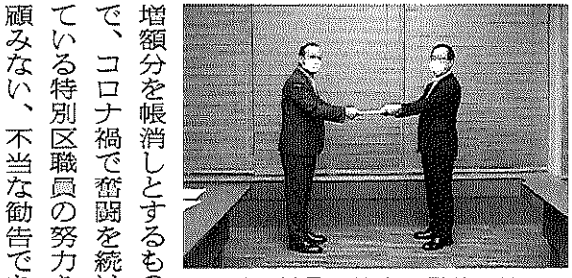
4. 特別区人事委員会勧告作業に関する要請について
今年度は、新型コロナウイルス感染症の関係から、人事院の勧告がいつ出されるのか不透明な状況であった。しかし、人事委員会に求める事項ははっきりしていることから、人事院の勧告にとらわれることなく、特別区人事委員会に対し要請を行うこととした。

5. 職場からの関心の積上げについて
新型コロナウイルスの感染を防止するため、集会・会議等はすべてソーシャルディスタンスを確保し、消毒・検温・飛沫防止等、対策を取ったうえで開催してきた。また、第一波総決起集会と拡大闘争委員会を同時開催とし、第二波の各地連別決起集会については行わないこととした。

2020賃金確定闘争 区長会の最終提案に対する わが組合の判断について

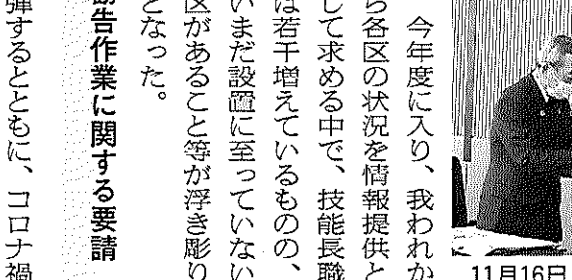
1. 新型コロナウイルス感染症の影響と、人事院は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従来、一括して行う民 査を行うこととした。

2020年11月19日
第3回中央委員会



10月26日 第2回団体交渉

今年度に入り、我われから各々の状況を情報提供として求め、情報提供は若干増えているものの、いまだ設置に至っていない区があること等が浮き彫りとなった。



11月16日 区長会総会要請行動

引下げ勧告の最大の原因である、公民比較方法について、行政系人事・給与制度の改正に伴う、職員構成等を勘案した民間給与実態調査に基づく比較方法とすることを求めた。

月16日に連合会館で開催した「2020賃金確定闘争総決起集会」には、111名の組合員が結集し、各地連

6. 第2回拡大闘争委員会

11月14日、第2回拡大闘争委員会を開催し、第2回・第3回の団体交渉の経過を周知するとともに、「2020賃金確定闘争 最終局面を迎えるにあたって(案)」を全体で確認した。

- ①一時金の引下げを行わないことを求める。
- ②業務職給料表に対する認識を改めさせる。
- ③担当技能長制度の課題を解決するために、情報共有、意見交換の場を設定させる。
- ④再任用職員の賃金水準の早期改善。
- ⑤



10月14日 第2回拡大闘争委員会

7. 最終ヤマ場の動きについて

その後の協議において、区長会の考え方は示されず、区長会が最終交渉日とした19日の夜、局面の打開に向けて中央執行委員長・書記長と区長会側交渉委員の責任者である副区長会正副会長との会談がもたれた。

副区長会正副会長から示された最終提案は以下のとおりである。

III 区長会の最終提案に対するわが組合の判断について

1. 一時金について

緊急事態宣言を含め、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、全ての職員が自らと家族の感染リスクを抱えながら、区民の衛生的な生活環境を守っている。こうした特別区職員の

2. 業務職給料表について

区長会が、行政職給料表も「業務職給料表は依然として高い水準にある」との(二)適用職員には、清掃のように多岐にわたる業務を行う職種はないことについて、一定の理解はしつつ

3. 担当技能長の配置について

担当技能長の配置に係る運用に課題があることを認め、専門委員会交渉を行う。②技能主任職昇任選考と技能長職昇任選考の特例の

4. 雇用と年金の接続について

①定年引上げに関する法律が成立後、特別区における定年引上げに関する課題への対応を早急に取りまとめ、協議していく。

5. 就職水河期世代の採用について

各区における採用状況に鑑みると、非常に厳しい。

め、専門委員会交渉の場で、評価できる。協議していくとしたことは

4. 技能主任職昇任選考と技能長職昇任選考の特例の延長について

2年間の延長と期限付きを受け止めたと判断し、一定の評価はできる。

5. 高齢期雇用制度について

喫緊の課題としての訴えでの議論として先延ばしに

6. 就職水河期世代の採用について

各区の採用状況に鑑みると、残念というについては、残念

7. 再任用職員について、定年退職時の級と同等以下とする運用について

同等以下を同等とするに ついて、昇任意欲を醸成するものであると考え るが、課題もあり、専門委員会 で協議するとい うことについては、評価できる。



11月19日 第3回中央委員会

II 2020年賃金確定闘争、区長会の最終提案について

1. 勧告の取扱い

①特別給の改定については、人事委員会勧告とあり、再任用職員を含め、期末手当の年間支給月数を0.05月引下げる。

2. 業務職給料表について

依然として高い水準にあるものの認識の下、月例給に係る人事委員会の勧告・報告の内容を踏まえ、改めて

3. 技能・業務系人事制度について

①担当技能長職について、共有化を図ることを目的



11月17日 区長会会長要請行動

IV 最後に(今後の取組について)

10月26日に提出した5課題・37項目に及ぶ要求項目について、納得できる回答が得られなかったことは不

満が残る。新型コロナウイルス感染症が今もなお猛威を振るっ

ている中で、区民の衛生的な生活環境を守るために、奮闘している職員の一時金

が引き下げられることは納得がいかない。しかし、良

質な公共サービスとしての清掃事業を目指し、取組ん

できた我われの努力は、今

コロナ禍において、住民からの数えきれない感謝の手

紙として社会に注目され、

生活に欠かせない仕事として認知されることとなっ

た。この事実を、区長会も認めざるを得ない。こうし

た事実を糧に、清掃職場の

基本となる月例給におい

必要性、直営であることの意義を訴え、我われの賃金水準が高いという区長会の固定観念を打破していかなければならない。また、人事委員会に対し、公民比較方法の見直しを迫り、昨年の月例給の引下げ分の回復を求めていくことも重要な取組となる。雇用と年金の接続が十分に図られていない、再任用賃金については、定年延長制度の中で協議するとされた。国会の動向も注視しつつ、引き続き早急な対応を求めていく。また、定年延長制度の大きな課題として、一定年間の賃金の7割とする「問題がある。その通り実施されれば、生活の基となる月例給において、清掃の職員の8割近くであると受け止めている。

わが組合は、23区・清掃一組という複数の自治体を貫く単一労働組合という組織形態を選択し、賃金確定闘争を自らの闘いと位置付け、今賃金確定闘争をコロナ禍であることに配慮しつつ、組織の総力を挙げて取り組んだ。今期賃金確定闘争の到達点は、各地連(総)各支部の闘いを積み上げた結果であり、全組合員の奮闘に対して心から敬意を表するものである。改めて総括を行い、残された課題の解決、今回設置が図られることとなったいくつかの専門委員会交渉に向けた具体的な取組みを提起したい。

闘いは継続する。依然として厳しい情勢下ではあるが、引き続き今後の闘いに全力を傾注することを確認して、2020賃金確定闘争の区切りとする。